

○伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成29年条例4号・令和3年10号〕）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

（一部改正〔令和6年条例4号・7年5号〕）

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関

(法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその規程(以下「法令等」という。)の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関(法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(一部改正〔平成29年条例4号・17号・令和5年13号・6年4号〕)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この条において同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(一部改正〔平成29年条例4号・17号・令和3年10号・5年13号〕)

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第4条第4項及び第5条第2項の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(一部改正〔平成29年条例4号〕)

(準備行為)

2 市長及び教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成29年2月21日条例第4号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年9月11日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月5日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月12日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月28日条例第4号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則（令和6年12月3日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年2月21日条例第5号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月2日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

（全部改正〔令和7年条例25号〕）

執行機関	事務
市長	1 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの 2 重度障害者（児）の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 3 伊豆の国市放課後児童クラブ条例（令和6年伊豆の国市条例第15号）による使用料に関する事務であって規則で定めるもの 4 子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 5 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 7 精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 8 住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記載されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	1 児童生徒に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの 2 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第2項関係）

(全部改正〔令和7年条例25号〕)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	<p>1 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>2 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中</p>

	<p>国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3 重度障害者（児）の医療費の助成に関する事務であって規	地方税関係情報であって規則で定めるもの

則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

	による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 伊豆の国市放課後児童クラブ条例による使用料に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの

	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	重度障害者（児）の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
9 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		障害者総合支援法による自立支援 給付の支給、地域生活支援事業の 実施又は自立支援医療費、療養介 護医療費若しくは基準該当療養介 護医療費の支給に関する情報であ って規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって 規則で定めるもの
10	生活保護法による保護の決 定及び実施、就労自立給付金若 しくは進学・就職準備給付金の 支給、被保護者健康管理支援事 業の実施、保護に要する費用の 返還又は徴収金の徴収に関す る事務であって規則で定める もの	住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの
11	地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律 に基づく条例又は森林環境税 及び森林環境譲与税に関する 法律（平成31年法律第3号）に による地方税若しくは森林環境 税の賦課徴収又は地方税若し くは森林環境税に関する調査 (犯則事件の調査を含む。)に 関する事務であって規則で定 めるもの	住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの
12	国民健康保険法による保険 給付の支給、保険料の徴収又は 保健事業の実施に関する事務	重度障害者（児）の医療費の助成 に関する情報であって規則で定め るもの

	であって規則で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15	障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は自立支援医療費、療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条第1項関係）

（全部改正〔令和7年条例25号〕）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	1 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援

	徴収に関する事務であって規則で定めるもの		助に関する情報であって規則で定めるもの
2	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
教育委員会	1 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって

	めるもの	規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるも の
2	児童生徒に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
3	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの